平成29年度新潟県立学校運動部活動指導員の試行的配置に関する規則をここに公布する。

平成29年9月5日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

## 新潟県教育委員会規則第4号

平成29年度新潟県立学校運動部活動指導員の試行的配置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第4号)の施行により、 平成29年度に県立学校へ試行的に配置する運動部活動指導員(スポーツに関する部活動の指導に従事する非常 勤職員をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定める。

(運動部活動指導員)

- 第2条 県立学校には、運動部活動指導員を置くことができる。
- 2 運動部活動指導員は、校長の監督を受け、学校教育の一環として行われるスポーツに関する部活動の指導に 従事する。

(委任)

第3条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。